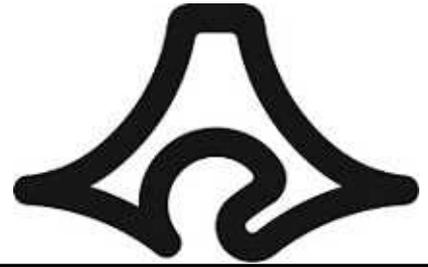


提供日 2025/09/05  
タイトル 令和7年台風第15号等に伴う災害に係る災害救助法の適用について【第2報】  
担当 危機管理部 危機対策課  
連絡先 静岡県危機報道官  
TEL 054-221-2072



---

県は、令和7年台風第15号等に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、以下の市町に災害救助法施行令第1条第1項第4号による災害救助法の適用を決定しました。

- 1 適用市町  
静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、  
牧之原市及び榛原郡吉田町
- 2 適用年月日  
令和7年9月5日

※下線部：前報からの追加箇所